

運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の 選任方針について（案）

「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価」の実施に際し、運営小委員会（達成状況判定会議及び現況分析部会）並びに意見申立審査会の構成員の選任については、以下のとおりとしたい。

1. 運営小委員会

（目 的）

運営小委員会は、達成状況判定会議のグループ間、現況分析部会の部会間の調整を図る。

（構成員の選任）

- ・ 運営小委員会に属すべき委員及び専門委員は、国立大学教育研究評価委員会委員長が指名する。
- ・ 運営小委員会に主査、副主査を置く。
- ・ 主査及び副主査は、国立大学教育研究評価委員会の委員より選出する。
- ・ 運営小委員会は、達成状況判定会議及び現況分析部会においてそれぞれ設置する。
- ・ 達成状況判定に係る運営小委員会は、主査、副主査の他に各グループリーダー（8名）で構成（計10名）する。
- ・ 現況分析に係る運営小委員会は、主査、副主査の他に各学系部会長（11名）で構成（計13名）する。

2. 意見申立審査会

（目 的）

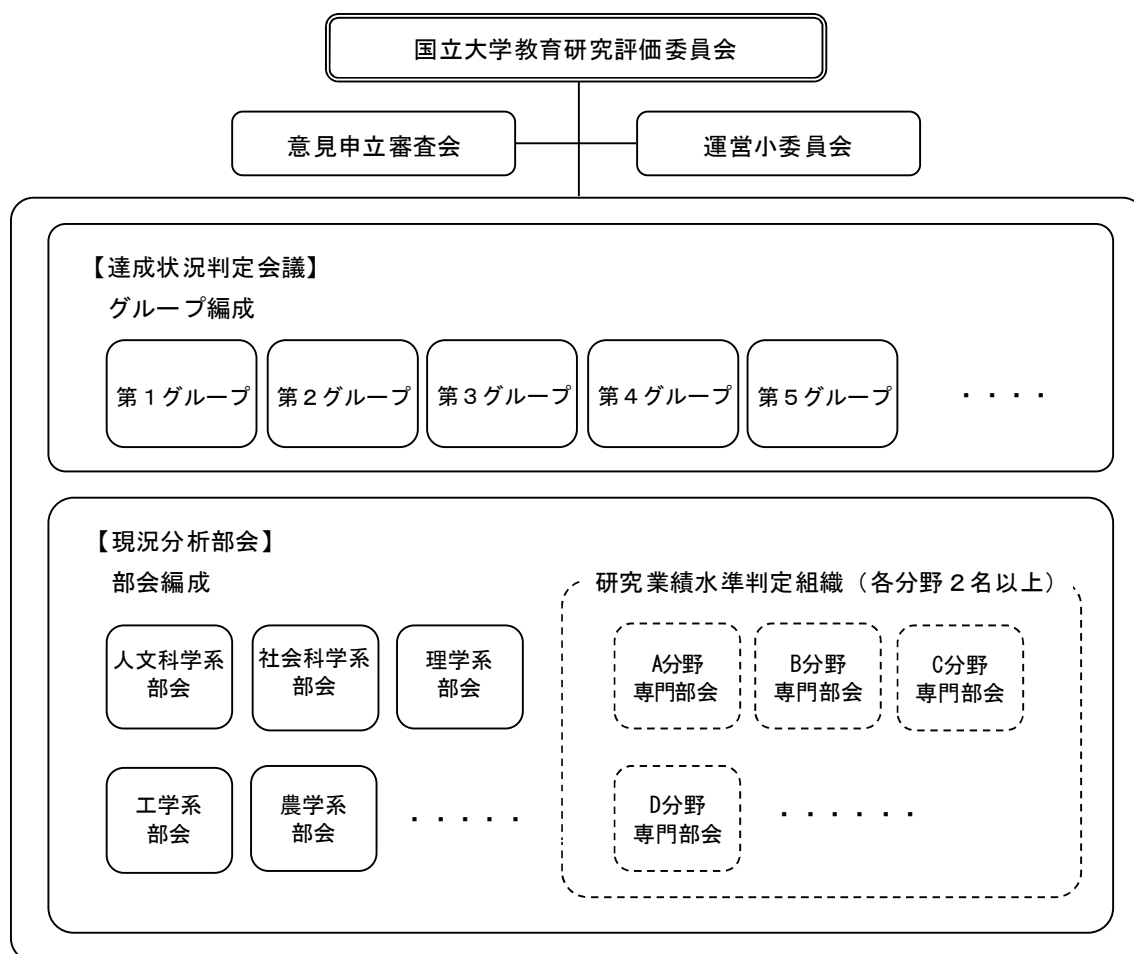
意見申立審査会は、評価対象大学等からの意見の申立てを審議する。

（構成員の選任）

- ・ 意見申立審査会に属すべき委員及び専門委員は、国立大学教育研究評価委員会委員長が指名する。
- ・ 意見申立審査会に会長、副会長を置く。
- ・ 会長及び副会長は、国立大学教育研究評価委員会の委員より選出する。
- ・ 意見申立審査会は、国立大学教育研究評価委員会委員4名と評価に直接携わらない外部委員4名で構成（計8名）する。

(参考 1)

【4 年目終了時評価の実施体制】



(参考2)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規（抄）

平成19年3月26日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正令和元年7月8日

（達成状況判定会議）

第3条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

2 以下略

（現況分析部会）

第4条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

2 以下略

（運営小委員会）

第6条 第3条に規定するグループ及びチーム相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（意見申立審査会）

第7条 委員会は、評価対象大学等からの意見の申し立てを審議するため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 会長は、審査会の事務を掌理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。